

国際教養大学職員再雇用規程

平成 25 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 2 8 号

(目的)

第1条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程（以下「就業規程」という。）第16条の規定に基づき職員の再雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(再雇用の手続)

第2条 再雇用は、就業規程第16条により定年退職した事務職員及び専門職員のうち再雇用を希望する者を対象とする。

2 再雇用を希望する者は、定年に達する年度の前年度末までにその旨の申し出を行うものとする。

3 前項の申出があった場合は、心身の故障により職務の遂行に堪えられない場合その他就業規程に定める解雇事由に該当する場合を除き、再雇用する。

(再雇用期間)

第3条 再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

2 前項の雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項による雇用期間の上限は、65歳に達した日以降における最初の3月31日とする。

(給与)

第4条 再雇用職員には給与として、月給、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当を支給する。

2 月給は再雇用に係る職務の内容、勤務時間、人件費総額の動向等を勘案して決定する。

3 嘱託職員就業規程第10条及び第11条の規定は、再雇用職員の給与及び各手当について準用する。

(服務)

第5条 教職員就業規程第4章の規定は、再雇用職員の服務について準用する。

(労働時間、休憩及び休日)

第6条 再雇用職員の1日の所定労働時間は、8時間とする。ただし、再雇用に係る職務の内容及び再雇用職員の健康状態等を勘案して、1日の所定労働時間を8時間未満とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、再雇用職員の労働時間、休憩及び休日については教職員の

労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第2章の規定を準用する。

（休暇）

第7条 再雇用職員に年次有給休暇を与える。年次有給休暇は一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は20日とする。ただし、1週間の所定労働時間が8時間未満の再雇用職員については、当該所定労働時間を考慮して20日を超えない範囲内で別に定める。

2 労働時間等規程第15条から第19条までの規定は、再雇用職員の休暇について準用する。この場合において、同規程第19条第2項中「90日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

（福利厚生等）

第8条 教職員福利厚生規程第2章及び第3章の規定並びに国際教養大学公舎貸与規程は、再雇用職員の福利厚生等について準用する。

（その他の勤務条件）

第9条 前条までに定めるもののほか、再雇用職員の就業に関する事項は教職員就業規程の定めるところによる。

（補則）

第10条 この規程にかかる事項は、必要に応じ別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。